

雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき作成した雇用促進計画^{※1}について、計画開始時及び終了時いずれもEメールにより提出いたします。

また、計画終了時の達成状況について確認を求めた結果についても貴省の所定の方法^{※2}によりEメールでの交付を希望します。

なお、雇用促進計画と合わせて提出する書類の提出方法は別紙のとおりです。

事業所名称：

事業所所在地：

事業主氏名：

担当者氏名：

連絡先（電話）：

※1 雇用促進計画の所定様式及びその確認書類。

（メール送付先アドレス：sokusinkeikaku@mhlw.go.jp）

※2 雇用促進計画をEメールにより提出される場合は、計画終了時の達成状況を確認した結果を記した雇用促進計画書をPDF化したうえで返却します。

【別紙】 確認書類提出方法（Eメール提出時）

※提出する書類の提出方法を選択してください。

提出書類	提出方法選択			提出時期		備考
	Mail	郵送	持参	計画時	終了時	
雇用促進計画－１【所定様式】				○	○	
雇用促進計画－２【所定様式】				○		
法人等雇用保険適用事業所一覧【所定様式】					○	
解雇による離職（予定）労働者一覧【所定様式】					○	
特定雇用者の実績増加数の内訳【所定様式】					○	
使用人兼務役員又は役員若しくは個人事業主の特殊関係者に関する補足資料 【所定様式】					○	使用人兼務役員又は役員若しくは個人事業主の特殊関係者かつ一般被保険者である又はあった者が、計画期間終了時点で高年齢被保険者である場合、特定業務施設で新規に雇用された場合、計画期間中に企業組織再編に伴い転入または転出した場合
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写し				○		
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し				○		
主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類				○		
特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」写し				○	△	計画開始時に提出している場合は終了時の提出は不要
変更に係る認定通知書及び変更後の認定整備計画の写し					○	計画期間中に認定整備計画が変更された場合
認定の取消通知書の写し					○	計画期間中に認定整備計画の取り消された場合
【別添】特定雇用者の実績増加数の内訳に記載した一般被保険者の計画期間終了日における労働条件通知書又は雇用契約書及び就業規則、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、その他それらに準ずるものの写し					○	
計画期間の初日の前日（計画期間の初日が整備計画の初日の場合は、法人は当該初日が含まれる事業年度開始日の前日、個人事業主は当該初日が含まれる年の前年の12月31日）及び計画期間の終了日において特定業務施設に勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））					○	※特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができないやむを得ない事情が認められる場合のみ ※計画期間中に雇用保険適用事業所番号を取得した場合は、計画終了日分は不要
【その他】						